

## 堀川プレジャーボート対策協議会 規約

## (名称)

第 1 条 この協議会は、堀川プレジャーボート対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 協議会は、堀川の公共水域に不法係留しているプレジャーボートや違法に設置された係留施設対策を講ずるための連絡協議を行い、もって、自然災害による被害の軽減、河川利用の適正化及び周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的とする。

## (組織)

第 3 条 協議会は、別紙に掲げる関係者で構成し、委員及び幹事をもって組織する。

2 協議会は、会長を置き、島根県出雲県土整備事務所長をもってあてる。

3 関係者が協議会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

## (協議会)

第 4 条 協議会は、必要の都度招集し、会長が議事進行する。

2 会長は必要に応じて協議会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (幹事会)

第 5 条 協議会の下に幹事会を設ける。

2 幹事会の議事運営のため、幹事長を置く。

3 幹事長は、島根県出雲県土整備事務所維持管理部長をもってあてる。

## (協議事項)

第 6 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事項を協議するものとする。

(1) プレジャーボート等の利用実態に関すること

(2) プレジャーボート対策及び施策に関すること

(3) その他プレジャーボート対策に関する必要事項

## (事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、島根県出雲県土整備事務所に置き、その事務にあたるものとする。

## (その他)

第 8 条 この規約にない事項については、協議会で協議の上定める。

## 付則

この規約は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 2 月 5 日から施行する。

## 堀川プレジャーボート対策協議会

## 【委員】

下線部変更

区分	所属	職名	担当部署	備考
地元代表	大社地域自治協会連合会	会長		
漁業者代表	漁業協同組合JFLまね大社支所	支所長		
船舶関係機関	日本小型船舶検査機構境支部	支部長		
警察機関	島根県出雲警察署大社広域交番	所長		
市町村	出雲市都市建設部	部長	建設企画課	
	出雲市大社支所	支所長	市民サービス課	
他の水域管理者	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	<u>総括保全対策官</u>	占用調整課	
	島根県土木部港湾空港課	課長	管理グループ	
	島根県農林水産部漁港漁場整備課	課長	管理グループ	
	島根県松江水産事務所	所長	総務課	
河川・道路管理者	島根県土木部河川課	課長	管理グループ	
	島根県出雲県土整備事務所	所長	(維持管理部) 管理第一課、管理第二課 (土木工務部) 都市整備課	会長

## 堀川プレジャーボート対策協議会 幹事会

## 【幹事】

区分	所属	職名	担当部署	備考
市町村	出雲市都市建設部	課長	建設企画課	
	出雲市大社支所	課長	市民サービス課	
他の水域管理者	国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所	課長	占用調整課	
	島根県土木部港湾空港課	グループリーダー	管理グループ	
	島根県農林水産部漁港漁場整備課	グループリーダー	管理グループ	
	島根県松江水産事務所	課長	総務課	
河川・道路管理者	島根県土木部河川課	グループリーダー	管理グループ	
	島根県土木部都市計画課	グループリーダー	街路グループ	
	島根県出雲県土整備事務所	部長	維持管理部	幹事長
		課長	管理第一課	
		課長	管理第二課	
課長		都市整備課		